

一 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）

改 正 案	現 行
目次 第一章 定義（第一条） 第二章 国際統一基準行等における開示事項（第二条―第九条） 第三章 国内基準行等における開示事項（第十条―第十七条） 附則 第一章 定義 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 国際統一基準行 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。 二 国内基準行 自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。 三 国際統一基準持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （定義） 第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

四 国内基準持株会社 持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

第二章 国際統一基準行等における開示事項

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

（新設）

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ・ト (略)

七・九 (略)

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することとをいう。以下この条、第四条、第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ (略)

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する

示第十四条各号又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ・ト (略)

七・九 (略)

十 貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することとをいう。以下この条及び第四条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ (略)

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号（海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第三十七条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する

る次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)

ニ 並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項(自己資本比率告示第二百二十五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)が適用される

る次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)

ニ 並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分

ポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが

に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

イ(二) (略)

七(九) (略)

項) (単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 前条(第三項第一号から第九号までを除く。)の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合にお

(10) (略)

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する銀行に限る。)

イ(二) (略)

七(九) (略)

項) (単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の

いて、前条第二項中「前項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号によ

科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十号及び第四項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同項中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

（連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第四条 規則第十九条の三第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成

り作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ （略）

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ・ホ （略）

二〇六 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ〜ト （略）

八〜十 （略）

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成し

しなければならない。

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ （略）

ハ 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ・ホ （略）

二〇六 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ〜ト （略）

八〜十 （略）

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成し

たと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

- ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第二項第七号において同じ。）

- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

たと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

- ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号（海外営業拠点を有しない銀行にあつては自己資本比率告示第二十五条）の算式の分母の額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）

- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条、第二百二十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条（自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金

融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

～

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマール
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが
適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマール
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次
に掲げる事項

(1) (3) (略)

融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

～

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマール
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パ
ーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポ
ージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマール
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次
に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

イ・ニ (略)

八・十 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定量的な」と、同項第二号中「をいう。第六条第二項第七号にお

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する連結グループに限る。)

イ・ニ (略)

八・十 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中

いて同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率
- 二 単体Tier 1比率
- 三 単体普通株式等Tier 1比率
- 四 単体における総自己資本の額
- 五 単体におけるTier 1資本の額
- 六 単体における普通株式等Tier 1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額
- 八 自己資本の構成に関する開示事項
- 九 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 十 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係

「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率
- 二 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率
- 三 単体普通株式等Tier 1比率及び連結普通株式等Tier 1比率
- 四 単体及び連結における総自己資本の額
- 五 単体及び連結におけるTier 1資本の額
- 六 単体及び連結における普通株式等Tier 1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額
- 八 第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 九 第二条第三項第十号に掲げる事項
- 十 第四条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 十一 第四条第三項第十一号に掲げる事項
- 十二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率

る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

2

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

- 一 連結総自己資本比率
- 二 連結Tier1比率
- 三 連結普通株式等Tier1比率
- 四 連結における総自己資本の額
- 五 連結におけるTier1資本の額
- 六 連結における普通株式等Tier1資本の額
- 七 連結総所要自己資本額
- 八 自己資本の構成に関する開示事項
- 九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれら

告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（新設）

の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における事業年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ （略）

ハ 持株自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ・ホ （略）

二〇六 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条又は第十五条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ （略）

ハ 持株自己資本比率告示第九条又は第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ・ホ （略）

二〇六 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ・ト (略)

八〇十 (略)

十一 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第十五条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ (略)

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）

イ・ト (略)

八〇十 (略)

十一 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ・ホ (略)

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の海外営業拠点を有する銀行を子会社としない銀行持株会社にあつては持株自己資本比率告示第十四条）の算式の分母の額

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、
第一百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第一百五十五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

に八パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては四パーセント）を乗じた額をいう。
。第九条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、
第百三条、第一百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条（持株自己資本比率告示第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（1）（略）

（2）適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ（略）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ～ト（略）

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマ

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（1）（略）

（2）適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）

ロ（略）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ～ト（略）

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマ

5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了	ケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (8) (略) (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (10) (略) ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (3) (略) (4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。） イ (2) (略) ハ (10) (略)
-----------------------------------	---

(新設)	ケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (8) (略) (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (10) (略) ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (3) (略) (4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。） イ (2) (略) ハ (10) (略)
------	---

した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関するグロス再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額

ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ 資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。）

ニ オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号に

において同じ。）の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）

ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を上回らないものに限る。）

四 発行済有価証券の時価の残高

五 直前に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六 信託財産及びこれに類する資産の残高

七 直前に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基

（銀行持株会社における中間事業年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自

準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。」について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同条第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。」第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一七七 (略)

八 自己資本の構成に関する開示事項

己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める持株自己資本比率告示第三号の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2

前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一七七 (略)

八 第七条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 十 (略) 十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)	九 第七条第三項第十一号に掲げる事項
2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。 3 (略) 第三章 国内基準行等における開示事項 (単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項) 第十条 規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含ま	2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。 3 (略) (新設)
第十号 規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含ま	(新設)

れる資本調達手段をいう。)の概要	
二	銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
三	信用リスクに関する次に掲げる事項
イ	リスク管理の方針及び手続の概要
ロ	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)
(2)	エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
ハ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)	使用する内部格付手法の種類
(2)	内部格付制度の概要
(3)	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(ⅳ)及び(ⅳ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
(i)	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権及び適格

購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	(ii) ソブリン向けエクスポージャー	(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	(vii) その他リテール向けエクスポージャー	四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要	ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出
---------------------------------------	---------------------	-----------------------	---	----------------------	------------------------------	-------------------------	--	---------------------------	-----------------------	--	-------------------------------	--	--------------------------------

-
- に使用する方式の名称
- ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を
-

-
- 踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト・テスティング及びストレステストの説明
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- ハ オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算
-

定手法の概要

4 | 第二項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ | 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く

。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) | 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が
複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポー
トフォリオの区分ごとの内訳

(2) | 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次
に掲げるポートフォリオごとの内訳 (v) 及び (vi) に掲げるポー
トフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー
全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ
、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預
金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障
が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示する
ことを要しない。)

- (3) |
- | | | | | | |
|-------------|-------------------------|------------------|-----------------|----------------|----------------|
| (vi) | (v) | (iv) | (iii) | (ii) | (i) |
| 証券化エクスポージャー | 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 居住用不動産向けエクスポージャー | 金融機関等向けエクスポージャー | ソブリン向けエクスポージャー | 事業法人向けエクスポージャー |

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）	(2) 内部モデル方式	ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	(1) 基礎的手法	(2) 粗利益配分手法	(3) 先進的計測手法	ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第一項
---	---	----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---	--	---	--------------------	---	------------------	--------------------	--------------------	--

第三号において同じ。)

二| 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に關す
る次に掲げる事項

イ| 信用リスクに關するエクスポージャーの期末残高(期末残高
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に
は、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの
主な種類別の内訳

ロ| 信用リスクに關するエクスポージャーの期末残高のうち、次
に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種
類別の内訳

(1)| 地域別

(2)| 業種別又は取引相手の別

(3)| 残存期間別

ハ| 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトし
たエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ご
との内訳

(1)| 地域別

(2)| 業種別又は取引相手の別

ニ| 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定
の期末残高並びに期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒
引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の
増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区

分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。	(1) 地域別	(2) 業種別又は取引相手の別	ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）	コ 並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットディング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第一百五十三条第三項及び第五項並びに第六十六條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
---------------------------------	---------	-----------------	-----------------------	--	--	--

	(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
	(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るE _{Liquidation} を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
	(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
	(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
	(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るE _{Liquidation} を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のE/L区分を設けた上でのプール単位でのエク
スポートジャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の
実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

三
イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポートジャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人

向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の

-
- 内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
-

	(i)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする 実行済みの信用供与の額
	(ii)	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の 証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与 の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
	(iii)	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の 証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与 の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
	(11)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削 減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
	(12)	自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信 用リスク・アセットの額
ロ		銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算 出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
	(1)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種 類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記 載することを要する。）
	(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

-
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
-

-
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEAD
-

の額の合計額に対する所要自己資本の額 (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
--	---	---	---	--	---	--

を使用する場合に限る。〕

イ 期末のバリュエ・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュエ・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエ・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポ

ージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの

区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー
ジャーの額

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用し
た金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事
項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第一
項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別に定める事項(国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに
限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前
項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条
第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十
一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と
、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。
」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあ
るのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、
かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ
、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」と

(新設)

あるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状

況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれない

(新設)

					いもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
					ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
				二	自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
				三	連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
				四	信用リスクに関する次に掲げる事項
				イ	リスク管理の方針及び手続の概要
				ロ	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
				(1)	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
				(2)	エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
				ハ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
				(1)	使用する内部格付手法の種類
				(2)	内部格付制度の概要
				(3)	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（ⅳ）

	及び(Ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
	(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
	(ii) ソブリン向けエクスポージャー
	(iii) 金融機関等向けエクスポージャー
	(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
	(v) 居住用不動産向けエクスポージャー
	(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
	(Ⅶ) その他リテール向けエクスポージャー
五	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
六	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
七	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ	リスク管理の方針及びリスク特性の概要
ロ	自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

で（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデルを使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト・ディング及びストレステストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）	十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	イ リスク管理の方針及び手続の概要
ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（v）及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ	

、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	(i) 事業法人向けエクスポージャー	(ii) ソブリン向けエクスポージャー	(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	(vi) その他リテール向けエクスポージャー	(3) 証券化エクスポージャー	ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
---	--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------	--	--	---------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	---

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）	(2) 内部モデル方式	ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	(1) 基礎的手法	(2) 粗利益配分手法	(3) 先進的計測手法	ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）	三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	(1) 地域別
--	-------------	--	-----------	-------------	-------------	--	---	---	--	---------

(2) 業種別又は取引相手の別	(3) 残存期間別	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	(1) 地域別 (2) 業種別又は取引相手の別	ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高並びに期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	(1) 地域別 (2) 業種別又は取引相手の別	ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）	（並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七條の二第二項第二号及び第二百四十七條第一項（自己資本比率告示第二百二十五條、第二百二十七條及び第三百三十六條第一
-----------------	-----------	---	----------------------------	---	----------------------------	-----------------------	--	--

項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツ
テイニング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポ
ージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び
第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが
適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。)

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポ
ージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ご
とのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を
適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るE
xposureを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平
均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・
バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を
適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出
額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者

	格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
	(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
	(i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{Adjusted} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
	(ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
リ	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
ヌ	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住

四

用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

イ

標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)

適格金融資産担保

(2)

適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ

標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産

向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記

-
- 載することを要する。)
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
-

	れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(12)	自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
ロ	連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3)	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(4)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(5)	自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
ハ	連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
(3)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(5)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(6)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(7)	包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

-
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
-

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）	イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説
--	---	--	---	---	---	---	--

明	八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する 次に掲げる事項
	イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る 連結貸借対照表計上額
	(1) 上場株式等エクスポージャー
	(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式 等エクスポージャー
	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損 益の額
	ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識さ れない評価損益の額
	ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益 の額
	ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポ ージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの 区分ごとの額
	九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー ジャーの額
	十 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理 上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
	(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開

示事項)

第十三条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項

(国内基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率
- 二 単体における自己資本の額
- 三 単体総所要自己資本額
- 四 自己資本の構成に関する開示事項

(新設)

(新設)

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。	一 連結自己資本比率 二 連結における自己資本の額 三 連結総所要自己資本額 四 自己資本の構成に関する開示事項	3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。	（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項） 第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。	3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ 持株自己資本比率告示第十五条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持
---	--	---	---	---	---

（新設）

株会社グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

三 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)	(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	(1) 使用する内部格付手法の種類	(2) 内部格付制度の概要	(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (ⅵ) 及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	(ⅱ) ソブリン向けエクスポージャー	(ⅲ) 金融機関等向けエクスポージャー	(ⅳ) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）
---------------------------------	--	-----------------------------------	-------------------	---------------	--	--	--------------------	---------------------	--

-
- (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vii) その他リテール向けエクスポージャー
- 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引
-

（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く

。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区

	分ごとの額
	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
	(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
	(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
	ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
	(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）
	(2) 内部モデル方式
	ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
	(1) 基礎的手法
	(2) 粗利益配分手法
	(3) 先進的計測手法
	ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）
三	信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
イ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類の内訳
ロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類の内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
(3)	残存期間別
ハ	三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
ニ	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高並びに期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

	(1) 地域別
	(2) 業種別又は取引相手の別
ホ	業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
ヘ	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
ト	内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマレーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

-
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
- (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
-

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の
実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

四
イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することをする。）

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する

与信相当額の算出に用いる方式

グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の
合計額

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲
げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用

いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化

	取引に係るものに限る。)
(3)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
(4)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
(5)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
(7)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
(9)	持株自己資本比率告示第二百二十五条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(10)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
(i)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

-
- (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (12) 持株自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 持株自己資本比率告示第二百二十五条の規定により千二百
-

	五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エク スポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(4)	保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削 減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(5)	持株自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出され る信用リスク・アセットの額
ハ	持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマー ケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャ ーに関する次に掲げる事項
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資 産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エク スポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、 当期の証券化取引に係るものに限る。）
(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら の主な資産の種類別の内訳
(3)	当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期 に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産 の種類別の内訳を含む。）
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な 原資産の種類別の内訳
(5)	保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種

-
- 類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することをする。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することをする。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
-

	(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
ニ	持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3)	保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(4)	持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
七	マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ	期末のバリュエーション・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値
ロ	期末のストレステスト・バリュエーション・リスクの値並びに開示期間におけるストレステスト・バリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値
ハ	期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
ニ	バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
八	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ	連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
(1)	上場株式等エクスポージャー
(2)	上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
ロ	出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
ハ	連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ	連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益

の額

ホ 持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エク
スポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリ
オの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー
ジャーの額

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部
管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減
額

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第十六条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十
六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁
長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二中間連結会計
年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、
前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の規定により読み替え
て準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な
」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条
第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第十七条第一項
第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ
中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号
ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とある
のは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書

(新設)

「と、同号二中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。 (銀行持株会社における四半期の開示事項) 第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。 一 連結自己資本比率 二 連結における自己資本の額 三 連結総所要自己資本額 四 自己資本の構成に関する開示事項 2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。	(新設)
--	-------------

二 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）

改正案	現行
目次 第一章 定義（第一条） 第二章 国内基準金庫における開示事項（第二条―第五条） 第三章 国際統一基準金庫における開示事項（第六条―第九条） 附則 第一章 定義 （定義） 第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 第二章 国内基準金庫における開示事項 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （定義） 第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （新設） （単体における事業年度の開示事項） 第二条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資

本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に

本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

（新設）

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

一 自己資本調達手段の概要

二 五 （略）

二 五 （略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ ニ （略）
（削る）

イ ニ （略）

ホ ヌ （略）
（削る）

ヘ ル （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リ

七|
(略)

八| 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条
第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー
（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関
するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第一百七
条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除
く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第
九号において同じ。）

九| 金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第八号、次条第
三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七
条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。）に関する次に掲
げる事項

スク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ| 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を

踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ| 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概

要並びにバック・テスト・テスティング及びストレステストの説明

ホ| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ヘ| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ト| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評
価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八|
(略)

九| 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条
第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャ
ー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関
するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第一百七
条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除
く。次条第二項第十号において同じ。）

十| 金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第十号、次条第
二項第十一号及び同条第三項第十一号において同じ。）に関する
次に掲げる事項

イ・ロ (略)

4| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

3| 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一| 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ| 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1)| 出資金及び資本剰余金

(2)| 利益剰余金

(3)| 自己資本比率告示第三十四条第二項に規定するステップ・

アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を
有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の

額の割合

(4)| 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5)| 自己資本比率告示第十三条第一項第一号から第四号までは第三十四条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(6)| 自己資本比率告示第十三条第一項第五号又は第三十四条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第十四条又は第三十五条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第三十六条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ| 自己資本比率告示第十五条又は第三十七条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イハ (略)

(削る)

ニ (略)

(削る)

ホ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第三号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

イハ (略)

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち

信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、

コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーご

とに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ (略)

へ 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第十一条（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつては自己資本比率告示第三十一条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第五条第二号において同じ。）

ト 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一条（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつては自己資本比率告示第三十一条）の算式の分母の額に四パーセント（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつては八パーセント）を乗じた額をいう。第五条第五号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七号七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十三号、第二百二十五号及び第三百三十四号第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第十五条第一項第二号及び第五号（自己資本比率告示第二百二十五号及び第三百三十四号第一項において準用する場合に限る。）又は第三十七条第二号及び第五号（自己資本比率告示第二百二十五号及び第三百三十四号第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金

）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二

融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用金庫に限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本か

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)
(削る)

ら控除した証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ

(削る)

- クスボージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する

(削る)

次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

六| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第七号において同じ。）

イ・ニ （略）

（削る）

ホ| （略）

七・八| （略）

（連結会計年度の開示事項）

第三| 第三条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3| 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。

ニ| バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュート・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第三項第九号において同じ。）

イ・ニ （略）

ホ| 海外拠点を有する信用金庫連合会については、自己資本比率告示第三十五条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ヘ| （略）

九・十| （略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三| 第三条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

（新設）

2| 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条又は第二十条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。

「に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ（略）

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

（削る）

ホ（略）

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三六（略）

「という。」に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ（略）

ハ 自己資本比率告示第七条又は第二十六条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまで又は第二十五条第一項第一号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下この号において「法」という。）第五十四条の二十一第一項一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第二号に掲げる会社又は法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第十一号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ（略）

二 自己資本調達手段の概要

三六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イニ (略)

(削る)

ホス (略)

(削る)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イニ (略)

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

ヘル (略)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評

八、十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（削る）

九、十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまで又は第二十五条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4) 自己資本比率告示第二十二条第二項に規定するステップ・

アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの

(6) 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第四号まで又は第二十二條第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(7) 自己資本比率告示第四条第一項第五号又は第二十二條第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第五条又は第二十三條に定める補完的項目

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ハ (略)

(削る)

二 (略)

(削る)

ホ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）

の額及び自己資本比率告示第二十四条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ 自己資本比率告示第六条又は第二十五条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ハ (略)

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ (略)

ヘ 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（自己資本比率告示第二条（海外拠点有する信用金庫連合会にあつては自己資本比率告示第十九条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第五条第二号において同じ。）

ト 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつては自己資本比率告示第十九条）の算式の分母の額に四パーセント（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつては八パーセント）を乗じた額をいう。第五条第五号において同じ。）

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七

七条第二項第二号及び第二百四十七条（自己資本比率告示第二百二十三条、第二百二十五条及び第三百四十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式会社等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー

四| ことの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ

四| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ （略）

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六条第一項第三号及び第六号（自

己資本比率告示第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合に限る。）又は第二百五条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式会社等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー

五| ことの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ

リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

五| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用金庫に限る。）

ロ (略)

六| (略)

七| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

(削る)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

-
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
-

(削る)

(削る)

条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレステスト・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示

七| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ・ニ (略)

(削る)

ホ (略)

八・九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準金庫に係るものに限る。)については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項

期間におけるストレス・バリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエ・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

九| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ・ニ (略)

ホ 海外拠点を有する信用金庫連合会については、自己資本比率告示第二十三条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ヘ (略)

十・十一 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。

2

規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。）

については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第五条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率
- 二 単体における自己資本の額

（四半期の開示事項）

第五条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率及び連結自己資本比率
- 二 単体基本的項目比率及び連結基本的項目比率
- 三 単体及び連結における自己資本の額

三 単体総所要自己資本額	四 自己資本の構成に関する開示事項	2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項 (連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。) は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。	一 連結自己資本比率	二 連結における自己資本の額	三 連結総所要自己資本額	四 自己資本の構成に関する開示事項	3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第四号 に掲げる事項は別紙様式第二号によりそれぞれ作成するものとする 。
第三章 国際統一基準金庫における開示事項 (単体における事業年度の開示事項)							
第六条 規則第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実 の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の 直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関す る開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。							
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号によ り作成しなければならない。							
3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。							
一 信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要							

四| 単体及び連結における基本的項目の額
五| 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

(新設)

(新設)

二	信用リスクに関する次に掲げる事項
イ	リスク管理の方針及び手続の概要
ロ	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)
(2)	エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
ハ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)	使用する内部格付手法の種類
(2)	内部格付制度の概要
(3)	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (iv) 及び (v) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
(i)	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

	(i)	ソブリン向けエクスポージャー
	(ii)	金融機関等向けエクスポージャー
	(iii)	株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）
	(iv)	株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）
	(v)	居住用不動産向けエクスポージャー
	(vi)	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
	(vii)	その他リテール向けエクスポージャー
三		信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
四		派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
五		証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ		リスク管理の方針及びリスク特性の概要
ロ		自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
ハ		信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
ニ		証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
ホ		証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ヘ		信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に

係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ	内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト・テスティング及びストレステストの説明
ホ	追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ヘ	包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ト	マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
セ	オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ	リスク管理の方針及び手続の概要
ロ	オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
ハ	先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)	当該手法の概要
(2)	保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
八	出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
九	金利リスクに関する次に掲げる事項
イ	リスク管理の方針及び手続の概要
ロ	信用金庫連合会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	(i) 事業法人向けエクスポージャー (ii) ソブリン向けエクスポージャー (iii) 金融機関等向けエクスポージャー (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
---	------------------------------------	------------------------------	--	---	---	---

ヘ	単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）
二	信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
(3)	残存期間別
ハ	三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
ニ	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引

	当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）
	(1) 地域別
	(2) 業種別又は取引相手の別
ホ	業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
ヘ	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七條第二項第二号及び第二百四十七條（自己資本比率告示第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百三十四條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
ト	内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーカー・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十一條第三項及び第五項並びに第百六十五條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

けるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るE_{Liquid}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボリング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るE_{Liquid}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引

出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEC区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実
績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（１）適格金融資産担保

（２）適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞

-
- エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
-

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	(12) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
ロ 信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

-
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産
-

-
- の種類の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポジャ
ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別
の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な
原資産の種類の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが
適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
掲げる事項（主な原資産の種類の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする
実行済みの信用供与の額
-

(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
ニ 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが

適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）	イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）	イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	(1) 上場株式等エクスポージャー	(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損
----------------------------------	---	---	---	--	---	--	--------------------------------------	--------------------	--	--------------------------------

益の額	ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	九 金利リスクに関して信用金庫連合会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
(連結会計年度の開示事項)	第七条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

(新設)

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	ハ 自己資本比率告示第二十六条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	三 信用リスクに関する次に掲げる事項	イ リスク管理の方針及び手続の概要	ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 (使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)	(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
--	---	---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------	--------------------------	---	---	---	--

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変

-
- 更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- ハ オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名
-

称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く）

		(1) 及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポート フォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの 区分ごとの内訳	
		(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次 に掲げるポートフォリオごとの内訳 (v) 及び (vi) に掲げるポー トフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー 全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ 、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預 金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理 解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して 開示することを要しない。	
		(3) 証券化エクスポージャー (i) 事業法人向けエクスポージャー (ii) ソブリン向けエクスポージャー (iii) 金融機関等向けエクスポージャー (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー	
ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信 用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区 分ごとの額		(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポーシ	

ヤー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	(2) P/L/GD 方式が適用される株式等エクスポージャー	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）	(2) 内部モデル方式	ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	(1) 基礎的手法	(2) 粗利益配分手法	(3) 先進的計測手法	ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第十九条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第二項第七号において同じ。）	三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
-----------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---	--	--	--------------------	---	------------------	--------------------	--------------------	---	--

イ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
(3)	残存期間別
ハ	三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別
ニ	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）
(1)	地域別
(2)	業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク

・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七
七条第二項第二号及び第二百四十七条（自己資本比率告示第百
二十三条、第二百二十五条及び第二百三十四条第一項において準用
する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリス
ク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツ
テイング・クライトリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポ
ージャーについて、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び
第五項並びに第百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが
適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポー
ジャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ご
とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適

用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る ELD default を含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値及びオフ・バランス資産項目の EAD の推計値 (先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値 (デフォルトしたエクスポージャーに係る ELD_{default} を含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用

不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保
（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ

オリオに係るものに限る。〕

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相

当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

-
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
-

-
- のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (12) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減
-

-
- 減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
-

-
- エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
-

のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示

	期間におけるストレス・バリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値
	ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
	ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
八	出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ	連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
	(1) 上場株式等エクスポージャー
	(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
ロ	出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
ハ	連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ	連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ホ	自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

(半期の開示事項)

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定量的な」と、同項第一号中「をいう。第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第二項の規定によ

(新設)

り読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第九条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率
- 二 単体Tier1比率
- 三 単体普通出資等Tier1比率
- 四 単体における総自己資本の額
- 五 単体におけるTier1資本の額
- 六 単体普通出資等Tier1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額
- 八 自己資本の構成に関する開示事項
- 九 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

(新設)

十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要	十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細	2 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。	一 連結総自己資本比率	二 連結Tier1比率	三 連結普通出資等Tier1比率	四 連結における総自己資本の額	五 連結におけるTier1資本の額	六 連結における普通出資等Tier1資本の額	七 連結総所要自己資本額	八 自己資本の構成に関する開示事項	九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示
--	-------------------------------	---	--------------------	--------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------------	---------------------	--------------------------	--	--

示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要 十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細	3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。	4 第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。
---	--	---

三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

改正案	現行
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。 （新設） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一	自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
二〇九	（略）
4	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 （削る）
一	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ、ニ （略） （削る） ホ （略）
二	信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

一	自己資本調達手段の概要
二〇九	（略）
3	定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額 出資金及び資本剰余金 利益剰余金 (1) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの (2) 自己資本比率告示第十三条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額 (3) 自己資本比率告示第十三条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額 (4) 自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額 (5) 自己資本比率告示第十五条に定める控除項目の額 ニ 自己資本の額 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ、ニ （略） ホ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合 （略） 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

一)並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十三條第二項第二号及び第二百二十三條第一項(自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

三| ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)が適用され

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

一)並びに自己資本比率告示第十五條第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第一百一条及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

ト リ (略)

四| ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分

るポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

六〇八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第七十条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。

）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第七十条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）

）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

(削る)

ホ (略)

二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

三々十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて信用協同組合等の子

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下この号において「法」という。)第四条の二

第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第二号に掲げる会社又は法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第七号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三々十 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つ

法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(削る)

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

(削る)

ホ| (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

た会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二| 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ| 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1)| 出資金及び資本剰余金

(2)| 利益剰余金

(3)| 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4)| 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5)| 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(6)| 自己資本比率告示第四条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ| 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

三| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ| 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分子の額に対する基本的項目の額の割合

ヘ| (略)

四| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・

ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

トリ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDI/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

トリ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDI/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場

合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（1）（略）

（2）適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ（略）

五（略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（1）（8）（略）

（9）自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（10）（12）（略）

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（1）（2）（略）

合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（1）（略）

（2）適格資産担保（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。）

ロ（略）

六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（1）（8）（略）

（9）自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（10）（12）（略）

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（1）（2）（略）

- (3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

七十九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2

規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する信用協同組合等に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

- (3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

八十 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第七十二条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。